

草津市の現況

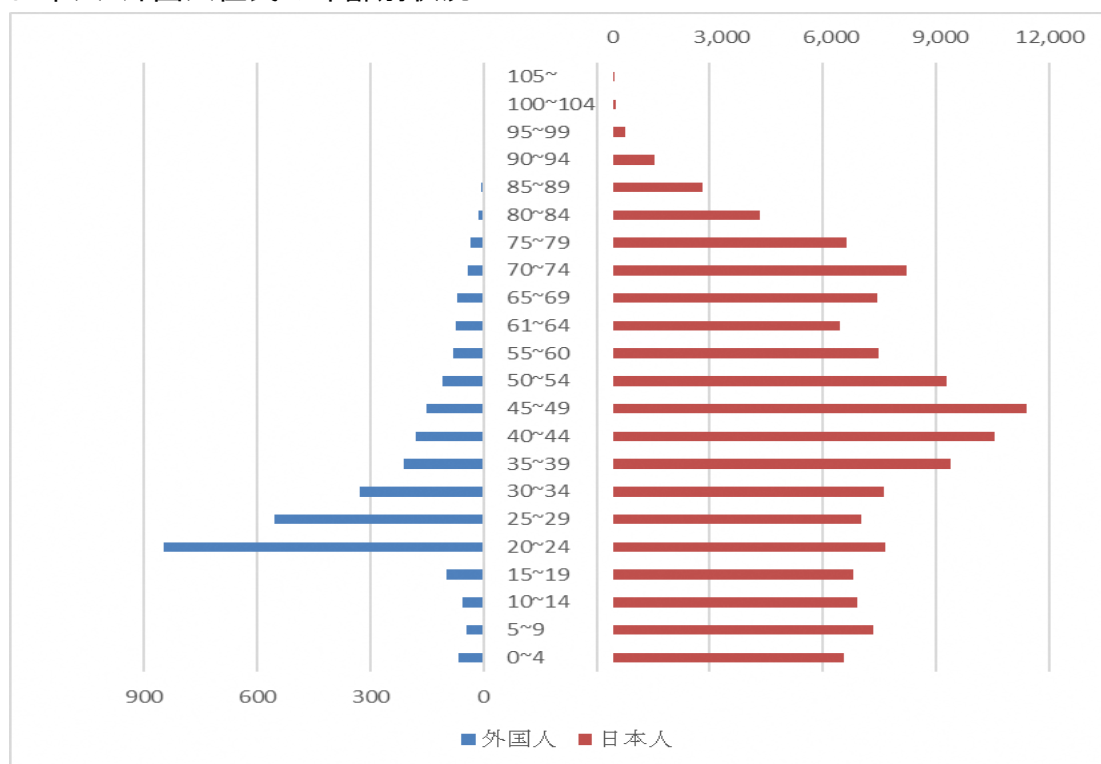
1. 外国人住民数推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
外国人住民	1, 935	2, 261	2, 654	3, 066
	58.4%増			
市内総人口	131, 846	132, 917	134, 224	135, 166
	2.6%増			
市民比	1. 46%	1. 70%	1. 98%	2. 27%

草津市の外国人住民の数は、近年増加傾向が続いており、令和2年(2020年)3月末現在で 3,066 人です。

市全体の外国人住民の割合は 2.27%で、市民のおよそ 44 人に一人が外国人です。

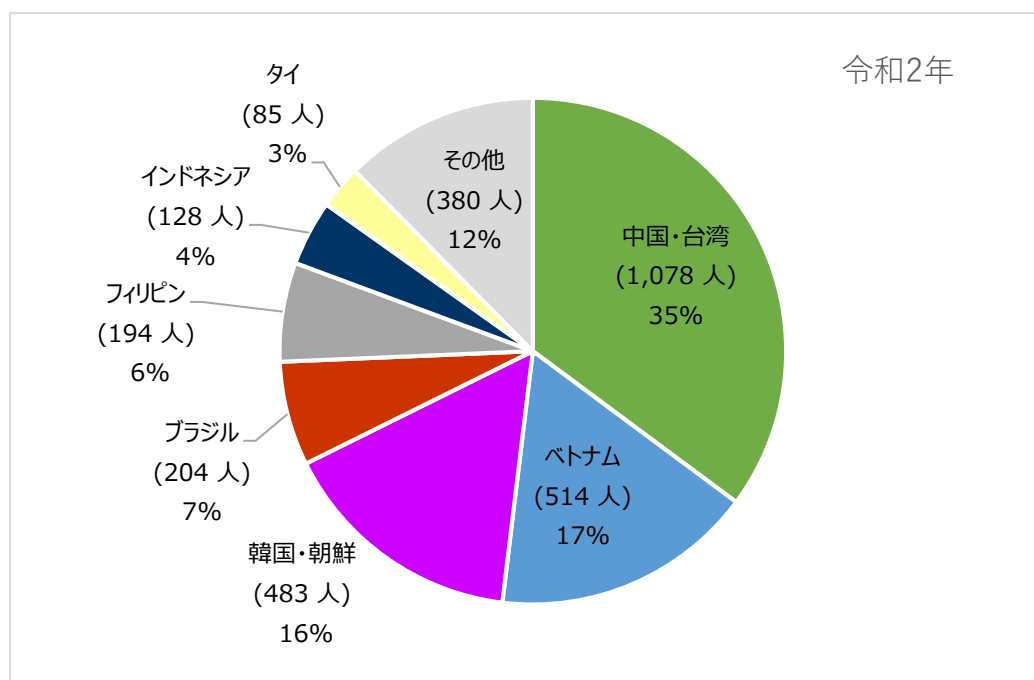
2. 日本人・外国人住民の年齢別状況



外国人住民と日本人住民の年齢別人口を比べると、外国人住民は、「20-24 歳」が最も多く、次いで「25-29 歳」、「30-34 歳」と続きます。20 歳から 49 歳までが、全体の約 76%を占めるのが特徴です。一方で、日本人住民は、「45-49 歳」が最も多く、次いで「40-44 歳」、「35-39 歳」と続きます。また、65 歳以上の人口比率を比べると、日本人住民の 22.2%に対し、外国人住民は 5.7%と低くなっています。

3. 国籍別外国人住民数推移

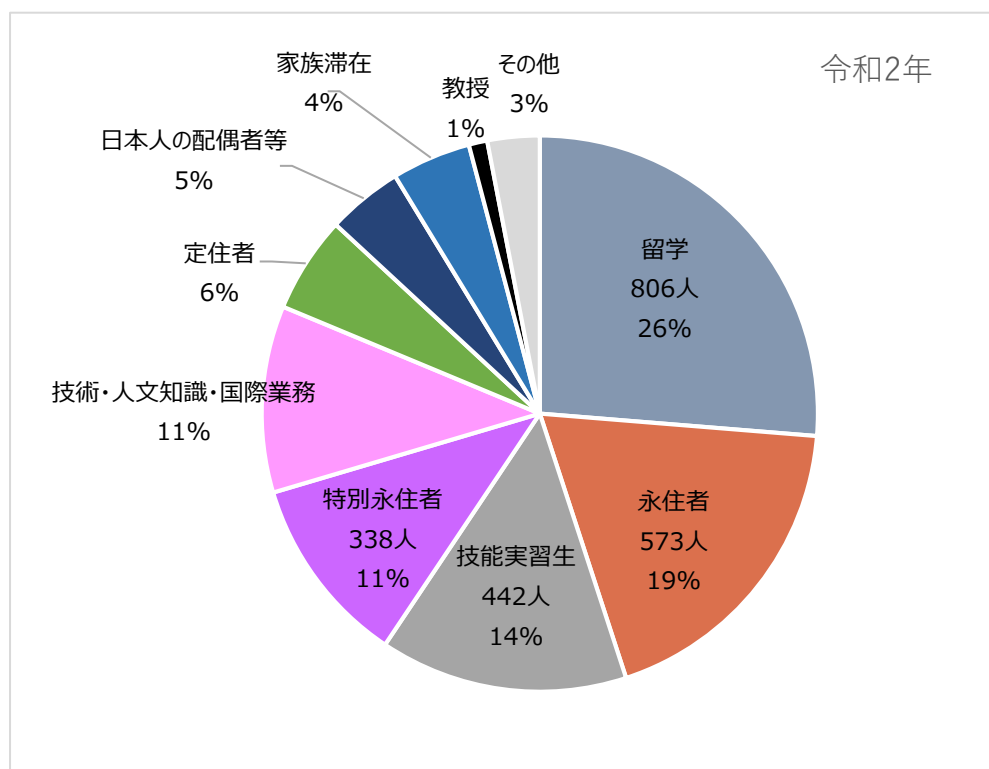
国別	H 2 8 (2 0 1 6)	R 2 (2 0 2 0)	増加率
中国・台湾	7 0 1	1, 0 7 8	1 5 3. 7 %
ベトナム	8 7	5 1 4	<u>5 9 0. 8 %</u>
韓国・朝鮮	4 6 7	4 8 3	1 0 3. 4 %
ブラジル	1 4 2	2 0 4	1 4 3. 6 %
フィリピン	1 6 2	1 9 4	1 1 9. 7 %
インドネシア	3 1	1 2 8	<u>4 1 2. 9 %</u>
タイ	3 7	8 5	2 2 9. 7 %
その他	3 0 8	3 8 0	1 2 3. 3 %
合計	1, 9 3 5	3, 0 6 6	1 5 8. 4 %



国籍別では、中国・台湾、ベトナム、韓国・朝鮮の3か国1地域で市内の外国人住民の約68%を占めています。近年の傾向として、東南アジア出身者が増え、特にベトナム国籍は平成28年(2016年)の87人から令和2年(2020年)514人と最も増加しています。

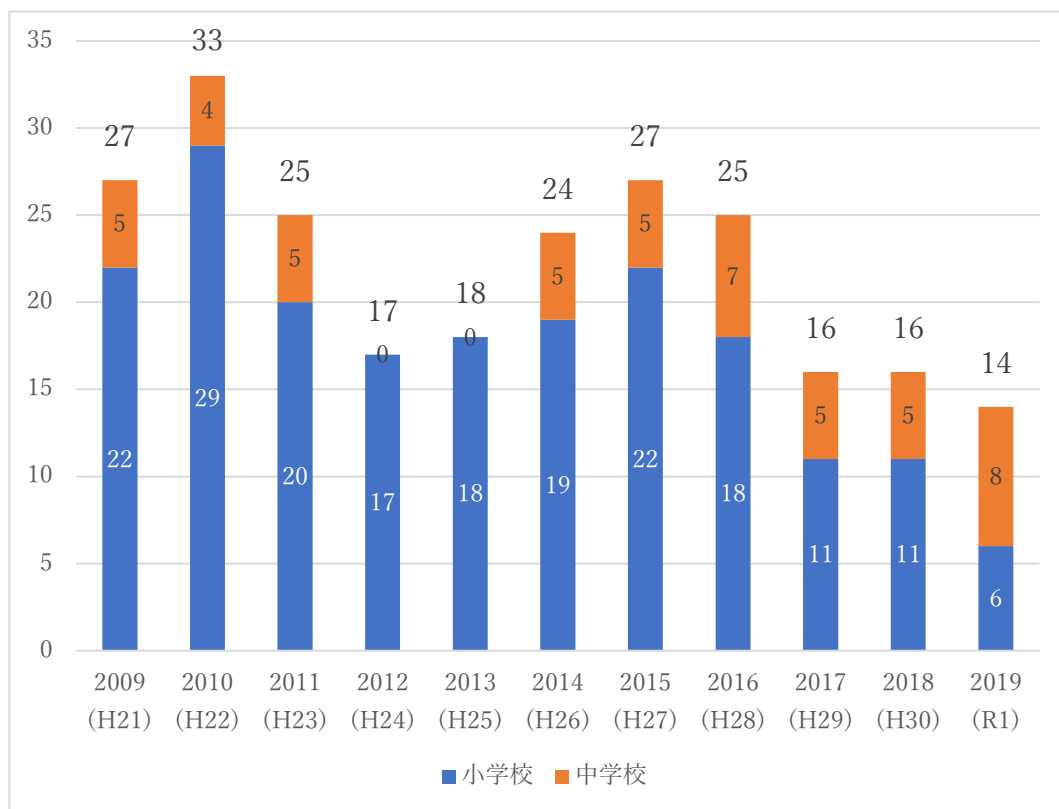
4. 在留資格別外国人住民数推移

在留資格	H 2 8 (2 0 1 6)	R 2 (2 0 2 0)	増加率
留学	4 5 3	8 0 6	<u>1 7 7 . 9 %</u>
永住者	4 8 1	5 7 3	1 1 9 . 1 %
技能実習生	1 3 0	4 4 2	<u>3 4 0 . 0 %</u>
特別永住者	3 6 6	3 3 8	9 2 . 3 %
技術・人文知識・国際業務	7 5	3 3 3	<u>4 4 4 . 0 %</u>
定住者	1 1 4	1 7 2	1 5 0 . 8 %
日本人の配偶者等	1 2 3	1 4 1	1 1 4 . 6 %
家族滞在	8 9	1 3 5	1 5 1 . 6 %
教授	1 5	3 3	<u>2 2 0 . 0 %</u>
その他	8 9	9 3	1 0 4 . 4 %
合計	1 , 9 3 5	3 , 0 6 6	1 5 8 . 4 %



在留資格別にみると「留学」と「永住者」が多くなっており、特に「留学」の在留資格者は、令和2年では最も多くなっています。また平成28年(2016年)と令和2年(2020年)を比較すると、「技能実習生」および「技術・人文知識・国際業務」といった就労を目的とした在留資格者の割合が増えています。

5. 日本語指導が必要な児童・生徒数



市内の小・中学校に在籍している日本国籍を含む、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の人数は、近年は一定の数で推移しており、令和元年(2019年)は14人となっています。

6. 学区別外国人住民数(R1.12/31)

学区	志津	志津南	草津	大路	渋川	矢倉	老上	老上西	玉川	南笠東	山田	笠縫	笠縫東	常盤	合計
人数	289	78	278	146	158	233	132	91	<u>602</u>	<u>505</u>	107	143	173	15	2,950
割合	9.8	2.6	9.4	5.0	5.4	7.9	4.5	3.1	<u>20.4</u>	<u>17.1</u>	3.6	4.8	5.9	0.5	100.0

学区別では、玉川・南笠東学区が多くの割合を占めています。

コミュニケーション

- 日本語の理解が十分でない外国人住民のために、行政情報などの翻訳・通訳の支援が必要である。
- 言葉の壁によるコミュニケーション不足を解消するため、外国人住民に対する日本語の学習機会の充実や語学ボランティアの育成が必要である。

情報

- 相談内容や言語ニーズの多様化により、通訳派遣や翻訳機器が対応できない場面も予想されることから、やさしい日本語の活用について検討が必要である。
- 市庁舎や公共施設などを利用される外国人住民のために、案内標記の多言語化やユニバーサルデザイン導入促進が必要である。

生活

- 外国人住民が民間賃貸住宅への入居を拒まれる事例があり、不動産業者等への人権意識の啓発と住居確保の観点から市営住宅の案内文書の多言語化が必要である。
- 医療・福祉・子育てに関する情報の多言語化や、やさしい日本語での案内など情報提供の充実が必要である。
- 外国人住民に対して、災害時に必要な情報を確実に伝達できる取り組みが必要である。
- 災害経験の少ない外国人住民への防災教育・訓練や情報提供を行うなど、「自助」の視点の啓発が必要である。

教育

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、多言語での通知や日本語学習の充実など、きめ細やかな支援が必要である。
- 外国人児童生徒への支援に取り組む市民公益活動の推進が必要である。

就労

- 外国人雇用が進む中で、外国人が安心して働ける職場づくりにむけた周知啓発が必要である。
- 外国人に対する理解が不足しており、多文化共生の浸透が必要である。
- 日本語教育や職業訓練の機会の充実が必要である。

地域

- 多文化共生を横断的・総合的に進めるために、市職員の意識の向上が必要である。
- 外国人住民ならではの視点や語学力を活かし、地域活性化につながる活動への支援が必要である。
- 多文化共生を推進する人材を発掘・養成し、その人達を支援が必要な人達に引き合わせる仕組みが必要である。